

令和7年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、エネルギー価格の高騰により経費負担が増加している中小企業者等の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合又は同条第4号に規定する企業組合
- (4) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合
- (5) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農事組合法人
- (6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人及び一般財団法人
- (8) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人及び同条第2号に規定する公益財団法人

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

- (1) 市内に住所又は主たる事業所を有すること。
- (2) 令和6年度以前から継続して市内において事業を営んでいること。
- (3) 令和6年度分までの市税等を完納していること。
- (4) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者に該当し

ないものとする。

- (1) 第5条第1項の規定により算出した額が5,000円に満たない者
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
 - (3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に該当する者
 - (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が認める者
 - (6) その他市長が交付対象者として適当でないと認める者
- （補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年7月分から同年9月分までの電気料金及び燃料費（ガソリン代、灯油代、軽油代、重油代及びLPガス代をいう。以下同じ。）のうち、事業経営に係る経費として支払ったものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に115分の100を乗じた額に0.15を乗じて算出した額とし、常時使用する従業員が6人以上の中小企業者等にあつては60万円を、常時使用する従業員が5人以下の中小企業者等（個人事業主を含む。）にあつては30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、令和7年12月26日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）

(2) 申請書に記載のある各月の電気料金及び燃料費の額並びに利用者及び利用場所が確認できる書類（領収書、帳簿、通帳等）の写し

(3) 直近の確定申告書類等

ア 法人の場合 確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し

イ 青色申告の場合 確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の写し

ウ 白色申告の場合 確定申告書第一表及び収支内訳書の写し

エ 市県民税申告の場合 住民税申告書及び収支内訳書の写し

(4) 本人確認書類の写し（個人事業主に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の申請は、同一の申請者につき1回限りとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、令和7年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、令和7年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、令和7年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合におい

て、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(書類の保存)

第 1 1 条 交付決定者は、関係書類及び関係帳簿等を 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和 7 年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
電話番号
E-mail

令和 7 年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金の交付を受けたいので、令和 7 年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、本申請に当たり、市が課税状況等及び納付状況等の調査を行うことに同意します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 申請者情報

業 種		設 立 年 月 日	年 月 日
法 人 番 号		常時使用する従業員数	人
個 人 事 業 主	住所		
	氏名		

※住所及び氏名が上記と同じ場合は記入不要です。

3 交付申請額の算定

対象年月	電気料金	燃料費
令和 7 年 7 月	円	円
8 月	円	円
9 月	円	円
小計	円(A)	円(B)
合計(A)+(B)	円	

補助金交付申請額 $((A) + (B)) \times 100 / 115 \times 0.15$	円 (※1,000 円未満の端数は切り捨て)
--	---------------------------

※算出した額が 5,000 円に満たない場合は補助の対象となりません。

4 添付書類（添付書類は□に✓をして確認してください）

- ☐ 誓約書（様式第2号）
- ☐ 申請書に記載のある各月の電気料金及び燃料費の支払い済額が確認できる書類の写し（領収書、帳簿、通帳等）並びに利用者及び利用場所が確認できる書類の写し
- ☐ 直近の確定申告書類等（ア～エのいずれか）
 - ア 法人の場合 確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し
 - イ 青色申告の場合 確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の写し
 - ウ 白色申告の場合 確定申告書第一表及び収支内訳書の写し
 - エ 市県民税申告の場合 住民税申告書及び収支内訳書の写し
- ☐ 本人確認書類（運転免許証等）の写し（個人事業主に限る。）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
----------------	--

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況 新規・有・無（無の場合 本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）
本人確認 確認者（ ）☐運転免許証 ☐個人番号カード ☐（ ）
在籍確認 確認者（ ）☐（ ）

年 月 日

いすみ市長

様

誓 約 書

令和7年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金の申請に当たり、次のとおり誓約します。

○交付対象者の要件を満たしています。虚偽の申請により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、補助金を返還します。

○市税等の課税状況及び納付状況等について、市が調査することに同意します。

○市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

○事業を営むに当たって必要となる許可等を全て有しています。

○代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

指令第 号
年 月 日

様

いすみ市長



令和7年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、令和7年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付の条件

交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 令和7年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付要綱の規定に違反したとき。

3 不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

令和7年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付請求書

年 月 日

いすみ市長 様

請求者 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
電話番号
E-mail

年 月 日付け 指令第 号により交付決定のあった補助金
について、令和7年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付要綱第8条の規定
により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫（組合） 労働金庫・農協・漁協								
	本店 ・ 支店 ・ 支所								
	1 普通 2 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

3 添付書類 振込先口座の通帳の写し又は口座情報が確認できる書類

本件責任者（職氏名・連絡先）	
----------------	--

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

様式第 5 号（第 9 条関係）

達第 号
年 月 日

様

いすみ市長



令和 7 年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定した補助金については、令和 7 年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり交付の決定を取り消します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付取消額 円
- 3 取消しの理由